

改正案による各事業平均(マクロ)の負担の変化

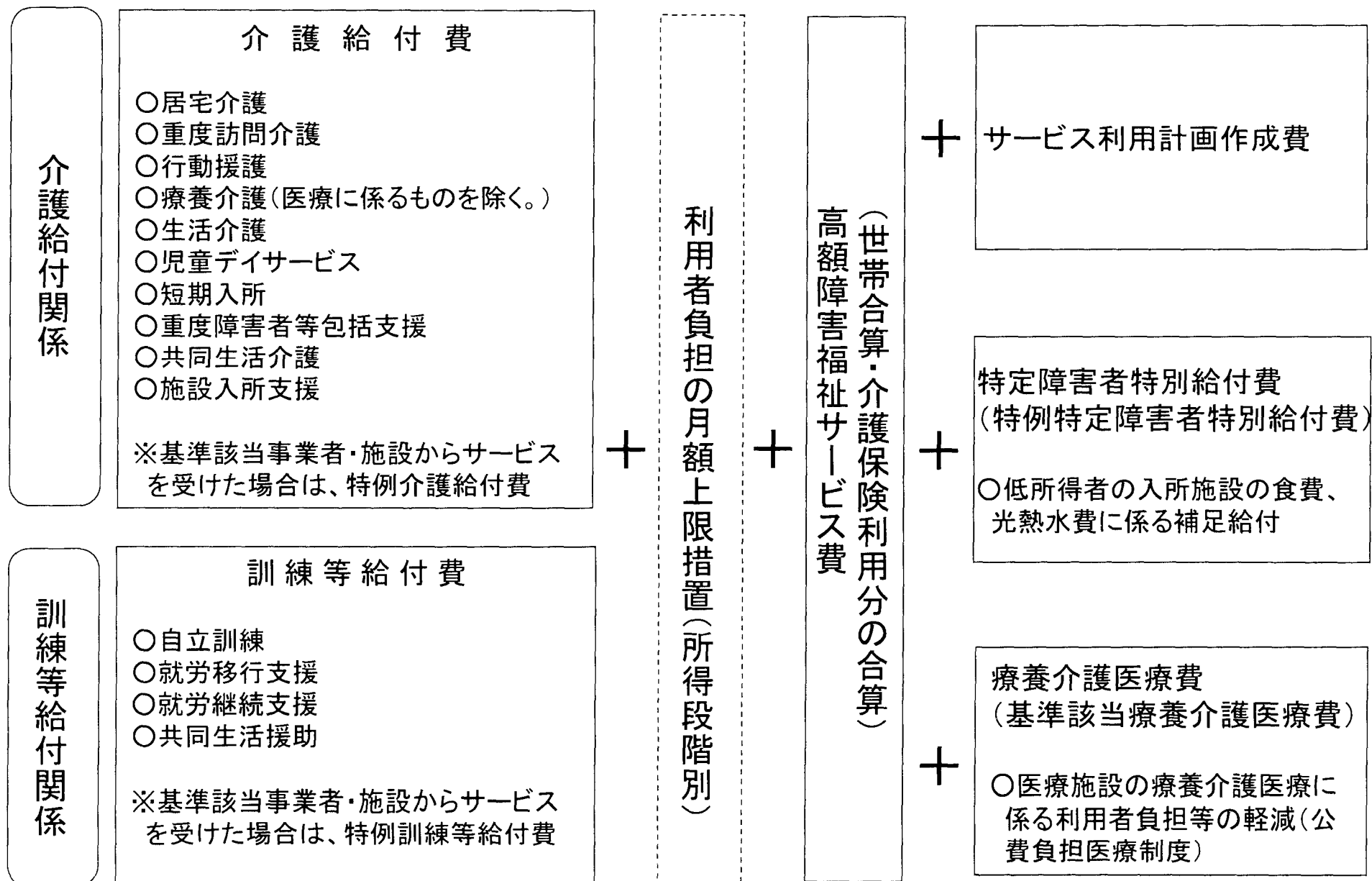
ホームヘルプサービス		通所施設	
現	行	事業費	約6.0万円
		利用者負担	約0.1万円(約1%)
平成18年	改正案	約0.4万円	(約7%)
入所施設(20歳以上)		入所施設(18歳未満)	
現	行	事業費	約32万円(食費等込み)
		利用者負担	約3.5万円(約10%)
平成18年	経過措置	約4.8万円(約16%)	
		＋定率負担(個別減免)	
平成21年	経過措置	約5.2万円＋定率負担	
		食費等が同水準(5.8万円)であれば	
現	行	事業費	約14.3万円(食費込み)
		利用者負担	約0.1万円(約1%)
平成18年	経過措置(3年間)	約1.9万円	(約13%)
		約24.4万円(食費等込み)	
		利用者負担	約1.1万円(約5%)
平成18年	経過措置	約3.0万円(約12%)	
平成21年	経過措置	約3.5万円	
		食費等が同水準(5.8万円)であれば	
		※ 18歳以上の場合には、＋0.9万円	

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

自立支援給付の構造

※自立支援医療費、補装具費を除く



利用者負担の軽減措置について

<個人単位による月額上限措置>

○障害福祉サービス利用に係る定率負担部分について、世帯の所得状況に応じて、個人の利用者負担上限額を設定。

- ・ 一般 40,200円
- ・ 低所得者1 24,600円
- ・ 低所得者2 15,000円
- ・ 生活保護 0円

○償還払いとならないよう、上限の管理については、利用負担者額管理表(※)を用いて行う予定。

※サービスを提供した際に、事業者が利用者負担額及び累計額を管理表に記入して、上限額のチェックを行う(支援費の居宅サービスの利用者負担上限管理と同様の仕組み)。

<償還払いによる高額障害福祉サービス費>

○以下の場合については、管理表による上限管理が困難であるため、償還方式により、負担の軽減を図る。

- ・ 世帯で複数の者が障害福祉サービスを利用する場合
 - ・ 個人であっても介護保険サービスと障害福祉サービスを併せて利用する場合
- 世帯内の利用者負担を合算し、上限額(個人の負担上限月額と同額を想定)を超える部分を高額障害福祉サービス費として償還。

利用者負担の見直し時期について

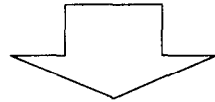
○支援費制度における利用者負担階層の見直し時期

（居宅サービス）支給決定時に実施（年1回）

※支給決定の時期は、個人により異なる。

（施設サービス）毎年度7月に実施（年1回）

※見直し時期は、全員同時期。



<17年度における利用者負担上限額の見直し>

○17年度においては、制度改正に伴い、18年1月に必ず見直しを行う必要がある。

○利用者の手続きによる負担や市町村の事務負担を考慮し、17年度については、18年1月の1回の見直しとする予定。（例えば、施設サービスであれば、17年7月の見直しを行う必要はない。）

○なお、平成18年1月までの間に、利用者等の負担能力に著しい変動が生じた場合については、市町村の判断により、適宜、見直しを行うことができることとする。

利用者負担に係る見直しのスケジュール(案)

月日	国	都道府県	市町村
17年5月	素案提示（全国会議） ・ 定率（1割）負担 ・ 個別減免 ・ 上限額管理 ・ 世帯合算 等	市町村への伝達会議 〈施行に向けた準備開始〉	（同左）
6月			
7月			
8～9月	政省令等公布	市町村への伝達会議 障害者・事業者への通知・周知 実施に向けての準備 （～12月）	（同左） 障害者・事業者への通知・周知 実施に向けての準備 個々人の具体的な利用者負担額 の見直し（～12月）
10月			
11月			
12月			
18年1月	法施行 定率（1割）負担の導入	（同左）	（同左）

V. 障害福祉計画

(障害保健福祉サービスの計画的な整備手法の導入)

国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針

市町村（市町村障害福祉計画）

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

都道府県（都道府県障害福祉計画）

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項 等

国の障害保健福祉プラン

【参考】障害者基本法に規定する障害者計画の策定状況

障害者計画を策定している自治体数(平成16年3月末現在)

	都道府県		指定都市		市区町村
	基本計画	実施計画	基本計画	実施計画	
策定済	47 (100.0%)	17 (36.2%)	13 (100.0%)	4 (30.8%)	2,700 (85.9%)
うち数値目標 有り	47 (100.0%)		13 (100.0%)		974 (31.0%)

出展:「障害者施策に関する計画の策定等の状況について」(内閣府)

注1 ()内は、対象自治体に対する割合

注2 数値目標については、全ての都道府県及び指定都市において基本計画又は実施計画のいずれかにおいて、何らかの数値目標が有るもの

I 基本的な考え方

- 障害者自立支援法（以下「新法」という）において、市町村は「市町村障害福祉計画」の策定、都道府県は「都道府県障害福祉計画」の策定を義務づけ。（施行は平成 18 年 10 月）

【主たる目的】

（１）障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む

⇒ ニーズに応じたサービスの必要量を的確に見込み、必要な費用を確保

（２）計画的な障害福祉サービス等の整備

⇒ 必要量に応じた均衡あるサービス基盤の整備

（３）計画的な人材の養成

⇒ 特に、ケアマネジメントの制度化に伴うケアマネジャーの養成

Ⅱ 計画策定期間

- 3年間を1期とする計画。
- 新法に基づく新体系の事業が平成18年10月から施行されることから、第1期計画は、平成18年10月1日から平成19年4月1日までのいずれかを始期とし、平成21年3月31日までを計画期間とする暫定計画。(2年間から2年6か月間)
- 第1期計画は、平成18年度中に策定を完了。

Ⅲ 障害福祉計画において策定すべき事項

1. 市町村障害福祉計画に定める事項

- ① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項